

要 旨

筆者は現在、国立公文書館統括公文書専門官室において評価選別担当に配属されている。当担当では、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日法律第 6 号、以下「公文書管理法」という。）に基づいて、各行政機関が作成した行政文書及び行政文書ファイルを、各行政機関自身が保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間満了時の措置を移管又は廃棄と定めるレコードスケジュール（以下「RS」という。）について定めた当該措置が妥当であるかどうか、内閣府の依頼に基づいて専門的技術的助言を行っている。

日々の業務にあたり、筆者は一つの案件に対して複数の行政機関が携わる場合どのように文書を区分けしているのだろうかとの疑問を持つに至った。業務の守備範囲が違う複数行政機関が同じ案件に携われれば、案件の所管省庁が主導権を握るのが通例と思われ、そうしたケースでは所管省庁から文書が移管されれば内容は把握することが可能であり、所管ではない省庁はそれで事足りると判断されてはいまいか、関係行政機関同士で移管文書の譲り合いを起こしてはいまいか、というのが筆者の業務上において浮上した疑問点であった。その例が「国際会議」であった。

この問題について、筆者は担当している外務省と厚生労働省を例に取り、両省にまたがる事例として ILO（国際労働機関）を取り上げて検討することとした。検討に際しては、それぞれがどのように業務を行っているかについて分析するところから開始した。その際、所管する各課室の保存期間表を用いて、それぞれがどのようにこれら国際会議を位置付けているのかについて分析した。結果、ILO についてはそれぞれが移管文書について保存期間表ともども緩やかに整理されている状況を確認することができた。そのため、緊張をはらんでいるような移管文書の譲り合いは起こりにくい現状にあることを明らかにした。

しかしながら、比較検討の見地から WHO（世界保健機関）のケースも検討したが、厚生労働省の所管課室の保存期間表に曖昧な点が見られ、移管根拠が明確になっておらず、それに起因して実際の移管基準も曖昧になっている可能性があることを指摘した。

ILO については移管根拠が記載されていないにも関わらず、具体例の項目がきちんと移管に設定されていることが見られるのに対し、WHO ではそのようになっていないことは改めて保存期間表を見直す課題が残っていることを指摘した。

そしてこれらの課題に対しては、保存期間表の見直しをすることで業務の全容も見直すことに繋がり、さらには複数行政機関で一つの案件に携わる際の守備範囲を明確化することにも繋がり、移管文書の「譲り合い」といったケースを減少させる結果につながる可能性を明らかにするに至った。